

令和2年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	福田浩二君	3番	大金清君
4番	川俣義雅君	5番	益子純恵君
6番	小川正典君	7番	鈴木繁君
8番	石川和美君	9番	益子明美君
10番	大金市美君	11番	川上要一君
12番	阿久津武之君	13番	小川洋一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	笹沼公一君
総務課長	高林伸栄君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	小松重隆君	住民課長	大森新一君
生活環境課長	大武勝君	健康福祉課長	立花喜久江君

子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	益子泰浩君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	薄井亮君
小川出張所長	藤田善久君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	小室利雄君	学校教育課長	板橋文子君
生涯学習課長	佐藤裕之君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	岩村房行	書記	笠井真一
書記	金子洋子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回那珂川町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、去る1月25日ご逝去されました故吹場寿郎議員に謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱をささげたいと思います。

それでは、皆様、ご起立願います。

黙禱。

[黙 禱]

○議長（小川洋一君） どうぞお直りください。

着席してください。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、鈴木 繁君及び8番、石川和美君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、議員の異動について報告します。

皆さんご承知のとおり、議席番号2番、吹場寿郎議員が1月25日にご逝去されまして、先ほど黙禱をささげたとおりでございます。改めて、ご冥福をお祈り申し上げます。

次に、副委員長の選任について報告します。

故吹場寿郎議員が議会広報特別委員会の副委員長に就いていたことから、2月3日の議会広報特別委員会で後任の副委員長に川俣義雅委員が選任されました。

次に、請願陳情の取扱いについてですが、今期定例会前の所定の日までに、請願及び陳情等の提出はございませんでした。

次に、前期定例会で採択した陳情の処理経過及び結果についてを報告します。

12月定例会で議決した栃木県立馬頭高等学校の活性化を求める意見書について、昨年12月24日、私と大金議会運営委員長、鈴木教育民生常任委員長の3人で伺いまして、栃木県庁

で教育担当副知事の岡本副知事に提出しました。また、栃木県庁南別館で荒川教育長に提出いたしました。

岡本副知事、荒川教育長、それぞれと懇談、意見交換をすることができ、それぞれから前向きなご返事をいただきました。今後の動向に注目していきたいと思います。

次に、南那須地区広域行政事務組合について報告します。

2月21日、南那須地区広域行政事務組合議会定例会が招集されました。定例会では、令和2年度一般会計当初予算や条例改正など11議案が審議され、原案のとおり可決されました。

令和2年度一般会計当初予算は、前年度比4,000万円減の22億9,200万円となりました。那珂川町の負担金の額は、前年度比1,700万円減の7億1,094万円であります。

また、令和2年度広域行政事務組合病院事業会計予算は、29億2,400万円となりました。

一般質問では、益子明美議員が台風19号による衛生センターの災害対応についてと那須南病院大規模改修についての2点の質問を行いました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告します。

2月21日、第3回議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。議長会議に先立ち、議長研修会が行われ、株式会社地方議会総合研究所代表取締役の広瀬和彦氏から「今後の町村議会のありかた」について講演がありました。

議長会議においては、昨年12月定例会で議決した厚生年金への地方議会の早期加入を求める意見書の県内提出状況の報告があり、昨年12月定例会で、当町議会と那須町議会が採択した結果、栃木県内11町議会の中で、9町議会が採択し、高根沢町議会が継続審査、野木町議会が議長預かりとしたとの報告がありました。

また、令和2年度県町村議会議長会予算を決定しました。

次に、前期定例会から今期定例会までの議長として出席した行事等について報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

12月11日、町教育委員会・小中学校長会・教頭会三者懇談会、また、1月17日、南那須地区小中学校長会及び南那須地区県立学校長会新年会に出席いたしました。教育現場のお話を伺い、並々ならぬご労苦を感じ、児童・生徒だけではなく、現場教師などの教育者への施策も必要だと感じました。

1月19日、初めての「町未来創造会議発表会」が開催され、委員として出席しまして、中高生4グループの発表を拝聴いたしました。議員の多くも傍聴に来られまして、中高生の発

想、創造にはたくましいものがありました。

2月19日、JAなす南事務局の南那須地区新嘗祭献穀献納事業報告会に出席いたしました。令和元年度は、新天皇陛下のご即位もあって、従来にない高まりと緊張感に包まれた事業となったことがうかがわれました。

議長公務の報告ではありませんが、昨年12月に議会にタブレット端末を導入しました。システム導入の予算措置に対し、執行部のご理解をいただきましたこと、また、ペーパーレス会議のための資料のPDF化など、執行部のご理解、ご協力に感謝申し上げますとともに、今後ともご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、12月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

12月11日と1月7日、議会の災害対応マニュアルを検討する議会災害対応検討委員会が開催され、マニュアル案を作成し、委員会は終了しました。

議会広報特別委員会については、「議会だより」第58号の編集のために3回開催され、2月10日に発行されました。

2月3日の委員会では、副議長の互選が行われました。

議会運営委員会については、定例会の運営協議のほか、タブレット端末導入の検討、協議のため、3回開催されました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

令和2年第1回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。発言でございますので、マスクを外させていただきます。

さて、ニュースなどで皆さんもご存じのとおり、日本国内で新型コロナウイルスの感染者

が増える中、さきの議会全員協議会でもご報告しましたとおり、那珂川町といたしましても、随時、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国・県との情報共有、町民への対応策などを審議してまいりました。

国・県等では感染拡大の予防の観点から、大規模イベントを中止したり、民間企業では満員電車等での感染を防ぐため、時差出勤や在宅勤務を奨励するなど、社会的影響が徐々に大きくなっており、その対応に苦慮しております。

那珂川町といたしましても、引き続き情報収集に努め、国・県・医療機関・消防・警察と連携を図りながら、町民の皆さんへの情報提供を続けていきたいと思っております。

また、感染拡大予防の観点から、国からの指針に基づき、町内の小・中学校を3月2日から春休み前までの期間、臨時休業とすることを決定しました。そのほか、町主催のイベントや会議を中止や延期するなどして対応してまいります。その際、町民の皆さんにはご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

議員の皆様におかれましても、各家庭でできる感染予防策として、不要不急の外出を控えること、マスクの着用や、帰宅後の手洗いやうがいの徹底などの重要性を町民に周知していただきますようお願いいたします。

また、今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用が突発的に発生し、早急に対応する必要が生じた際は、専決処分にて予算の執行をすることもあるかと思っておりますので、議員の皆様にあらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

1月7日、那珂川町と栃木県建築士会では、大規模な災害が発生した場合における建築物等の調査等の災害対策業務に対して、応援協力に関する協定を締結いたしました。本協定により、大規模災害が発生した際には、被災した住宅の危険度などを専門的視点からの確で速やかに判定し、一刻も早い災害復旧に努めていきたいと思っております。

1月8日、小川中学校立志式が小川総合福祉センターで開催されました。立志式に臨んだ2年生の皆さんは、自分の思いを一文字で書いた色紙を掲げ、今年の抱負や将来への決意を一人一人、会場で宣言していました。

また、式典後、同校卒業生である北海道日本ハムファイターズの石井一成選手の講演会が開催されました。小学生のとき、小川那珂クラブで野球を始め、作新学院で甲子園出場ベスト4、早稲田大学での活躍などを経て、プロ野球選手になる夢を実現した石井選手のお話は、

同じ中学校の出身といった身近な存在でもあり、生徒の皆さんに大きな希望を与えてくれました。2年生の皆さんには、この立志式での思いを忘れずに、明るい未来に向けて頑張ってくれることを期待しています。

1月12日、小川総合福祉センターを会場に、令和2年那珂川町成人式を開催いたしました。対象者は178名で、うち139名の新成人者の出席がありました。新成人の皆さんには、今まで諸先輩方が築き上げてきた社会を、さらに良い方向へ発展させ、次の世代に引き継いでいただきたいと、期待の言葉を贈らせていただきました。

1月19日、那珂川町未来創造会議が開催されました。本会議は、町内の高校、中学校の生徒たちから、将来を担う若者たちの視点により創造した町の未来像を基に、まちづくりに向けた具体的な施策の提案を受けるものであります。

今回の提案では、町の認知度の向上のための現役高校生によるSNSを活用した情報発信や、廃校舎を利活用して水産養殖と水耕栽培を掛け合わせたアクアポニックスにより、効率的に地域資源を循環させる産業の育成などの提案がありました。

これらの提案された施策案については、今後の人口減少社会に対応した第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略や町総合振興計画等の策定に反映させるべく、引き続き検討させていただきます。

2月18日、子育て支援住宅の現地視察を行いました。引渡し前ではありましたが、工事は終了しており、あとは新しい住人の入居を待つばかりとなっております。本町の少子化対策に少しでも貢献してくれることを期待しております。

なお、3月7日に竣工式と内覧会を実施いたしますので、議員の皆様におかれましては、ぜひご出席いただき、ご確認いただければと思います。

終わりに、本定例会には、議案では人事案件のほか、条例の一部改正、令和元年度補正予算、令和2年度各会計当初予算など20議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問を許可します。

大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 議長から許可を受けたものですから、マスクを外させていただきます。

おはようございます。公明党の大金 清です。

先ほど町長からもありましたけれども、今、世界で最も重大な問題になっています新型コロナウイルス、栃木県にも感染者が出ています。感染を防ぐためには、大事なことは、私たち一人一人が手洗い、うがい等の励行を徹底し、マスク等を着用して予防に努めることだと思います。執行部におかれましては、正確な情報の収集等で大変な状況であります。町民の安全・安心を第一に、万全な防止対策を町一丸となって全力で対応をよろしくお願ひしたいと思います。そして、一日も早い終息を願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき3項目について一般質問を行います。

第1項目として、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化について。

第2項目として、県が計画している林業大学の誘致について。

第3項目として、国連で推進している持続可能な開発目標（SDGs）の計画について。

以上、3項目について質問しますので、誠実な答弁をご期待いたします。

第1項目、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化について。

平成18年12月に従来の特定建築物の建築に対するバリアフリー化のハートビル法と公共交通機関のバリアフリー法が一体となり、新バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行になりました。

2025年には、団塊の世代が75歳以上に達し、町の高齢者率も4割に近づいている状況の中で、町民が暮らしやすい町をつくるためには、高齢者、また障がい者等に十分に配慮して、公共施設や公共交通機関に限らず、町全体のハード面、ソフト面のバリアフリー化を早々に進めなければならないと考えております。

そこで、新バリアフリー法に関して、町の状況について、細目7点について伺います。

1点目、公共施設のバリアフリー化の現状と課題について伺います。

2点目、小・中学校のバリアフリー化の状況を伺います。

3点目、民間事業者の建物に対するバリアフリー化の把握と状況について伺います。

4点目、民間事業者に対してどのように要請や指導をしているかを伺います。

5点目、コミュニティバスやデマンド交通のバリアフリー化の現状と課題について伺います。

6点目、段差の解消や点字ブロックの設置など、道路網に対するバリアフリー化の促進について伺います。

7点目、町全体のハード面、ソフト面のバリアフリー化の推進の方向性について伺います。

以上、7点についてお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化についての質問にお答えいたします。

まず1点目、公共施設のバリアフリー化の現状と課題についてですが、馬頭・小川総合福祉センターなどの福祉施設や新たに建設した役場庁舎については、お年寄りや障がいをお持ちの方が利用しやすい、いわゆるバリアフリー化をしています。しかし、多くの既存の公共施設については、バリアフリー化が進んでいないのが現状であります。

こうした状況の中、町としても議員ご指摘のとおり、今後、高齢者、障がい者に配慮した町全体のハード・ソフト面のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があると考えております。

次に、2点目、小・中学校のバリアフリーの状況についてですが、学校施設は児童・生徒、教職員等が安全に過ごせるだけでなく、災害発生時に地域住民の応急的な避難場所としての役割もあり、高齢者、障がい者を含む多様な住民が利用することを想定し、整備することが望まれています。

それらを踏まえ、本町の学校施設においては、主に大規模改修工事等に合わせ多目的トイレの設置、洋式便器への変更、トイレ床の乾式化による段差の解消、スロープ、手すりの設置、さらには滑りにくい床への変更等、各学校の実情に合わせ適宜バリアフリー化を進めている状況でございます。

次に、3点目、民間事業者のバリアフリー化の把握状況についてですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法においては、同法第14

条、特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等によるところとなり、特別特定建築物に該当する床面積が2,000平方メートル以上の建築物等が対象となっております。

それらの確認、指導は県が行っており、町においては、その数、内容について把握しておりません。

次に、4点目、民間事業者への要請や指導についてですが、建物に関わるバリアフリーに関する審査は、栃木県が行っており、町では要請や指導はしておりません。

次に、5点目、コミュニティバスやデマンド交通のバリアフリー化の現状と課題についてですが、コミュニティバスについては対応しておりますが、デマンド交通の車両についてはバリアフリーに対応しておりません。バスについては、国の指針として、新たに導入する車両については、超低床ノンステップバスとするものとしております。

今後も運行委託業者に対し、更新時にはバリアフリーに対応した車両の導入をお願いしてまいります。

次に、6点目、道路のバリアフリー化の促進についてですが、国道、県道を管理する栃木県とも連携し、今後行われる街路事業等の計画段階よりバリアフリーを基本にし、公共施設などの周辺から計画的に進めていきたいと考えております。

次に、7点目、町全体のハード面、ソフト面のバリアフリー化の推進の方向性についてですが、公共施設のハード面においては、今後、改修や新築を行う際は、バリアフリーに配慮した整備を推進してまいります。また、ソフト面においては、誰もが安心して住み慣れた地域で生活していくための心のバリアフリー化の取組が重要と考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） それでは、再質問に入らせていただきます。

公共施設のバリアフリー化は、できれば町の新たな振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で組み込むことができるかどうかお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 振興計画やまち・ひと・しごとの計画の中でということですが、当然にバリアフリーというものは過去から、以前から言われてきていたことでもありますし、そういったものを計画の中に文言として盛り込むというのは、当然していくことにな

るかと思えます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） これから高齢化、超高齢化社会になっていくわけですので、先ほども申し上げましたけれども、本当に団塊の世代が75歳以上になると本当に大変なことになります。予算もかかる、そして、やっぱり中長期の計画になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目に入ります。

小・中学校のバリアフリー化につきましても、学校施設の、できれば長寿命化計画の中で実施できればと思ひていますが、その点いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 各学校のバリアフリー化についてですが、先ほど町長から答弁させていただいたように、大規模改修工事に合わせて今進めている状況でございますが、今月末に策定する予定の小・中学校長寿命化計画の中にもこういった学校のバリアフリーを盛り込む予定としております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 学校も本当に重要な施設でございますので、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目、4点目につきましては、新バリアフリー法に基づく県の土木事務所による指導ということでございましたので、理解をいたしまして、再質問はございません。

次、5点目、今、高齢者率に伴い、これから車椅子等の利用者も大きく増えていく傾向にあります。コミュニティバスや、またデマンドのやっぱり乗車対策についてどのように考えているか再度伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほどお答えしたように、コミュニティバスにつきましては、車椅子等の対応もできるようになっております。

ただ、デマンド交通につきましては、補助用のステップはございますが、段差がございま

す。現在、車椅子等の対応はできておりません。ただ、デマンドの場合には、通常に乗り降りできる方を対象としております。今の段階での制度でございますが、そのような状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） これからやっぱり超高齢化社会ですので、やはり車椅子等、これは利用者も増えてくるということでございますので、今後、やっぱりデマンド交通の乗用車関係も、できれば車椅子利用ができるような方向で検討を願えればと思っておりますが、再度お伺いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほども申しましたが、今現在は1人で乗り降りできる方、もし介護が必要な場合には、介助者につきましては半額という制度の中で運用しております。事業者の負担も当然に出てくることでもありますので、事業者との相談を今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） これから予算もかかりますけれども、前向きな検討をひとつよろしくお願いたします。

6点目、点字ブロックについて伺います。

現在、新庁舎から市街地へ行くまでの間の点字ブロックが途切れている状況でございます。

早々に整備されるようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 市街地であり、役場など公共施設の周辺でもありますので、計画的に整備を行っていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 計画的によろしくお願いたします。

じゃ、7点目です、町全体のバリアフリー化につきましては、第2次振興計画や、また新しいまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、ハード面、ソフト面を中長期的な計画に盛り

込むことができないか、再度伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 公共施設等であれば、当然に町が先導して計画にということですが、民間の建築物等も当然でございますし、そういった方については当然法律を守る義務があるということで、そちらについても進められていくと考えております。

計画への盛り込みということでございますが、当然に計画等には文言として載ってくると考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 町の計画にしっかりと盛り込んでいただいて、よろしく願います。

ソフト面のバリアフリー化についてですが、やっぱり心のバリアフリーということで、ヘルプマークを配布して、町のほうも推進に努めているところでございますけれども、町全体の周知をするために、これから町として町民のためにPRをどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 心のバリアフリーに関してのご質問にお答えいたします。

さらに進めるために、改正バリアフリー新法の中には、高齢者や障がい者などが交通機関や建築物などを快適に利用できるよう共生社会の実現に向けて国民の理解、協力が明記されております。地域で暮らす人々の支え合い、助け合いを充実させるためには、互いに尊重し合い理解し合うことが大切です。

高齢者や障がい者、妊婦の方で歩行が困難な方のために、思いやり駐車スペースや、外見からは分からなくても配慮や支援を必要としている方のためのヘルプマークなどは、周囲の方の理解、協力が必要になります。また、幼少期からの教育により、子供たちが他者への思いやりや行動を身につけることが重要であると考えております。

第2期那珂川町地域福祉推進プランにおいて、福祉の心を育むため、福祉教育推進事業などを盛り込み、現在、町社会福祉協議会で取り組んでおります。

今後も広報やホームページ、イベント等での周知など広く町民への理解に努めてまいります。さらに、高齢者や障がい者への差別解消や権利擁護など理解促進に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） やはりハード面、ソフト面、これ車の両輪と同じだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

公共施設、公共交通機関のバリアフリー化について、新バリアフリー法に基づき振興計画の中長期計画に盛り込んでいただき、近い将来、間違いなく訪れる超高齢化社会に優しい対策を強く要望いたしまして、第2項目の質問に入ります。

栃木県が計画している林業大学校の誘致について。

昨年の12月に、林業大学校の設置について計画が下野新聞の記事に掲載されたことから、森林が町全体の3分の2を占める私たちの町が林業も盛んであることから、当町が適地と考えています。また、誘致することで新たな町の活性化に大きくつながるとともに、若者が増え、町が活気づくと思います。

そこで、林業大学校の誘致について、細目2点について伺います。

1点目、林業大学校の設置について、県からどのような情報が示されているのか伺います。

2点目、林業大学校を誘致する考えがあるか伺います。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 林業大学校の誘致についてのご質問にお答えします。

まず1点目、県からどのような情報が示されているかについてですが、昨年12月、県議会で知事は、林業技術などを学ぶ県版の林業大学校を検討していく方針を表明し、新聞報道がされたところですが、県からの情報提供はございません。

次に、2点目、林業大学校を誘致する考えがあるかについてですが、現在までの誘致要望は、日光林業地を形成する鹿沼市、日光市が上都賀地区に設置することを求める要望書が県に提出されております。

町としましては、林業大学校の形態、規模等の情報等を把握した上で、八溝材を産出する広域誘致を含め検討してまいります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） できれば、この林業の町にもそういう学校ができれば本当に町民の方も心強いし、将来に向けて本当に未来が見えてくるということだと思いますので、まずは誘

致に伴うということで積極的な情報の収集、そしてやはり町の将来のために考えますと、人口の増にもつながりますし、また、移住・定住促進にもつながると思いますので、さらなる要望をお願いしたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この林業大学校の件につきましては、県議会で知事がご発言なされた、こういうことでございます。私も県のほうで元気な森づくり県民税の委員をしております、知事の発言の後、その会合がございました。その折に県の環境森林部、主管している部署が環境森林部でございますので、そちらのほうでその知事の発言についてお伺いしたら、具体的に皆様にお示しできる情報は全くない、こういうことございました。

ただ、私ども、高校も馬頭高校もありますし、この地域は八溝材の、優良な八溝材の産出地域でもあるということで、林業大学校構想があるとすれば、誘致するには適地である、私はそのように思っております、ぜひそのときはうちも手を挙げるからということは環境森林部に申し上げたんですけれども、実際のところ、まだ具体的にそういう構想はできていないというのが実情だとお伺いしています。

それと、2点目の質問で、鹿沼市あるいは日光地区が要望書が出ている、こういうことでございます。私もあちらのほうも視察をさせていただきました。

実は、私、小川に住んでいまして、馬頭の山を見たときに、これはすごくいい山だなと思ったんです。いざ鹿沼地区、日光地区に行ってみましたら、まだ馬頭の山は赤ちゃんだわ、本当にもっと険しいすごい山でありまして、鳥獣害の被害等も非常に大きい、こういう状況もあります。それと優良な木材も産出している地域というのはご存じかと思っておりますけれども、そういうところと張り合っていくって誘致するか。当然誘致するときは力いっぱいやってみたい、そういう日が来ることを期待したいと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 林業大学校の誘致について、力強い町長の話でございました。やはり町長の力強いリーダーシップが必要かなと思います。その点、よろしく願います。

それでは、3項目の質問に入ります。

国連で推進している持続可能な開発目標（SDGs）についての計画について。

国連では、2015年9月に採択され、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）17目標を全世界の方々に呼びかけています。その呼びかけとしての理念が、誰一人取り残さない、そして平和社会の実現を目指しています。私たち一人一人ができることから始めるのが大切だと思っています。日本においても、各企業が取り入れを始めております。日本政府では推進本部を設置し、様々な取組を行われています。

国連の緊急対策の中で、気候変動の対策、地球温暖化対策、二酸化炭素削減の対策、温室効果ガスの削減対策、海洋プラスチックごみの環境保全の対策、生態系の変化など困難な課題が山積しています。

そこで、国連の推進する持続可能な開発目標（SDGs）17目標に関して、10年間の間に町が取り組める目標について、細目2点について伺います。

1点目、国連の推進する持続可能な開発目標（SDGs）17目標を町政にどのように反映していくか、町長の所見をお願いいたします。

2点目、今後の振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において、17項目のうち、いずれについて取組を盛り込んでいくか考えを伺います。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 国連で推進している持続可能な開発目標（SDGs）の計画についての質問にお答えいたします。

大金議員、マークのバッチをつけていらっしゃいますけれども、その17項目のバッチだと思えます。

まず1点目、町政にどのように反映するかについてですが、持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された世界全体で持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であります。SDGsにおいては、貧困問題をはじめとする様々な課題に対し、先進国や開発途上国を問わず、全世界で取り組むべき目標を17の項目に分けたものであります。

これらの目標については、持続可能な社会をつくるため、社会、経済、環境の3側面から統合的な取組を推進していこうとするものであり、日本でもSDGsの理念を踏まえた取組が進められていると認識をいたしております。

当町におきましては、SDGsへの認識が浸透していない部分もありますので、SDGsに対する理解と意識向上に努めてまいります。

また、具体的な事業の計画はしておりませんが、現在、取り組んでおります各種施策を推進していくに当たっての理念として、今後の町政に反映していきたいと考えております。

次に、2点目、振興計画や総合戦略へどう盛り込むかについてですが、次期の振興計画及び総合戦略につきましては、来年度の策定に向けて作業を進めているところであり、計画の策定に当たっては、県や他市町の事例を参考にしながら、SDGsの理念を取り入れる方向で考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入る前に、持続可能な開発目標（SDGs）17目標を申し上げます。

1点目、貧困をなくそう、2点目、飢餓をゼロに、3、すべての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさも守ろう、16、平和と公正をすべての人に、17、パートナーシップで目標を達成しよう、以上17目標であります。

この17目標を踏まえて再質問に入ります。

1点目、SDGsの理念に対し意識の向上をどのように関わっていくのか、具体的なことがあれば伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 意識向上をどのように図っていくかというご質問にお答えします。

先ほど町長から答弁させていただきましたように、当町におきましては、SDGsの考え方がまだ浸透していない部分があります。SDGsがどういうものを理解していくところから取り組んでいきたいと考えております。

そのためには、今後、策定を予定しております総合振興計画、総合戦略の中で理念として位置づけることによりまして、SDGsに対する共通認識を持ちながら、意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） SDGsの理念を進めるため、その意識向上を図るために、できれば専門家の講師を迎えて、職員の方々の研修会を実施してはどうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 職員の方への研修会というご質問にお答えします。

最近では、担当者レベルの会議や勉強会におきまして、SDGsが議題とした研修がされているところであります。職員等の研修会等の開催につきましては、今後、SDGsの理解を深めるために今どのような方法がいいか、県をはじめ関係機関と相談しながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） できれば、職員もそうですけれども、町民の方に向けた講習会なんかも開いていただければと思っております。

昨年12月の国の調査において、SDGsの関心があると答えた団体が、全体の約58%に当たる1,044団体が結果として出ています。人口減少など自治体が抱える課題の解決とSDGsの考え方が一致するところが多く、関心の高さが浮き彫りになりました。

国は、2024年末までにSDGsの達成に向け、先進的な取組を進める自治体をSDGs未来都市として、210個の自治体を選定することになっています。当町においても選定されるよう、産学官民一体の活動を進めてはどうか、改めて伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 先進的な取組をする自治体に名のりを上げていくかどうかというご質問だと思いますけれども、国におきましてSDGsを推進するために、優れた取組をモデル事業といたしまして選定して、総合的に支援する制度がございます。この取組につきまして、町全体として課題や目標を整理した上で、今後、議会の皆様とも協議を重ねながら、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 国連の推進する持続可能な開発目標(SDGs)の理念は、できれば町民の皆さんとともに取り組むこと、これすばらしいことだと思っています。そして、私たちの生活環境もよくなると確信しています。

今、私は、先ほども町長が言われましたように、私の胸につけてあるバッチは、これは17色、これは開発目標を表現されたということで、円に収まって、手と手をつなぐということでございます。そのイメージをロゴにしたバッチでございます。地球環境を考える上で、SDGsの理念は絶対必要不可欠と考えております。産学官民一体となって、できれば展開してほしいなど、こう思っているところです。

できれば、町でSDGsの宣言の町にしてはどうかと考えておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) 今、大金議員のほうからSDGsの理念について、1項目ずついろいろ目標を説明していただきました。この中には、各項目について、もう既にどこの自治体も取り組んでいる、こういう内容もあるかと思えます。

ただ、その中で手を挙げるというのは、この手を挙げる応募ですけれども、2018年から始まって、1年間で約30個ぐらい。2018年は29、2019年が31、2020年が30で、昨日締め切ったと伺っています。

そこに手を挙げるためには、やはりまち・ひと・しごと創生総合戦略にしっかりと盛り込む、それからSDGsアクションプラン、これにも合致したそういう計画を立てまして、それを踏まえて手を挙げる、申込みをする、こういう段階を踏まなければいけない、このように考えております。

ですから、先ほど企画財政課長のほうからも答弁させていただきましたが、総合戦略あるいは振興計画、その中にしっかりと盛り込んでいって、それから議会の皆さん、あるいはその前段で町民の皆さんにもしっかりと理解をしていただいた上でやりたい。誰も町民が理解していないのに、町だけが手を挙げて何やってるんだと言われるようなことがないように、住民の方としっかりと同じ気持ちを持って、宣言するときは宣言していきたい、このように考えております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 昨年、話題になりましたスウェーデンの16歳の少女が、グレタさんで

すか、地球環境、また地球温暖化の対策を世界に向けて訴えておりました。世界の若い方が400万人ぐらい参加したと聞いております。

将来に負の遺産を残さないためにも、SDGsの信念が必要不可欠とっております。SDGsの活動は、今後10年間、2030年までに全国的に展開される、大きく拡大していくとっております。当町においても、誰一人取り残さない理念、これをまちづくりに反映していただければなとっております。このことを町長に強く要望いたしまして、私自身もSDGsの理念の下、できることからやっていきたいと考えているところでございます。これからもSDGsの理念をしっかりと訴えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で公明党の大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 日本共産党、川俣義雅です。

質問に先立って、新型コロナウイルス感染症への対策に当たられている皆さん、ご苦労さまです。特に、突然の休校要請に翻弄された各学校の教職員、教育委員会の皆さん方は、緊急の対応を強いられ、決定の是非はともかく、ご尽力ありがとうございました。そして、保

護者の方々のご苦勞、さらに何よりも卒業式や学年末を目前にして休校になってしまった子供さんたちの無念に心が痛みます。

同時に、何の科学的根拠も示さず全国一斉の休校を要請するその一方で、学童保育所は朝から開所してほしいなど、現場の状況を知っているならあり得ないような要請を独断で発表するなど、安倍総理のやり方に強い怒りを覚えます。教職員の皆さんと教育委員会の皆さんには日程の変更なども含めて、冷静で自主的な対応を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、質問は3項目です。

第1項目に、デマンドタクシーの改善について。

第2項目に、株式会社「まほろばおがわ」の就業規則の是正への関与について。

第3項目に、耕作地維持のための多面的機能支払交付金制度への参加を広げるためにです。まず、第1項目のデマンドタクシーの改善についてです。

家の近くまで来てくれる乗り物が欲しいと、特に町の中心部から離れた地域に暮らす方々から強い要望があり、私たち共産党支部も実施した町民アンケート結果を基に実現を迫り、町が重要施策としてデマンドタクシーを走らせるようになったのは2010年の10月です。あれから10年たちます。県内のほとんどの自治体で、同じような交通システムが取り入れられています。唯一まだ行っていない矢板市も、実施に向けて動き出しました。

問題があれば毎年見直すということで始まったデマンドタクシーですが、高齢化が加速度的に進む中で、どのような改善ができるでしょうか、伺っていきます。

まず、第1点目は、那珂川町にとってデマンドタクシーの位置づけについて。

2点目に、デマンドタクシーの登録者数、利用者数のここ3年間の推移を伺います。

3点目に、利用者からどのような要望が出されているのでしょうか。

4点目に、那須南病院まで運行してほしいという要望に応える改善策を考えているか伺います。

5点目に、運転免許証返納者に付与しているデマンドタクシー券を増やす考えがありますか。

6点目に、利用者を増やすためにどんな施策を考えているか伺います。

以上、6点についてまず答弁を求めます。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） デマンドタクシーの改善についての質問にお答えをいたします。

まず1点目、デマンドタクシーの位置づけについてですが、デマンドタクシーは住民の生活交通手段の確保を図ることを目的としております。以前運行していた町営バス5路線、コミュニティバス6路線が運行廃止されることに伴い、平成22年10月から、軒先から目的地までの交通手段としてデマンドタクシーの運行を開始いたしました。

次に、2点目、登録者数及び利用者数の推移についてですが、登録者数は平成29年4月は3,095名、平成30年4月は3,178名、平成31年4月は3,299名でありました。また、利用者数は、平成29年度は1万4,389名、平成30年度は1万3,977名、今年度は1月末までに1万1,402名でありました。

次に、3点目、利用者からの要望についてですが、町で把握している要望としては、運行時間の延長や便数の増加、土日の運行、乗降場所の自由化、利用料金の引下げや町外への運行などもお聞きしております。

次に、4点目、那須南病院までの運行についてですが、令和元年6月議会において小川正典議員にお答えしておりますが、デマンドタクシーは町内に限定して運行が行われており、運行事業者においては、町内運行として事業認定を受けているところであります。那須南病院までは既存路線としてコミュニティバス馬頭烏山線が運行されていることから、今後の課題と考えております。

現在、町社会福祉協議会が中心となって、高齢者や障がい者の方に対してデマンドタクシーと異なる新たな形態の交通手段の研究を行っているところであり、その経過を見守るとともに、町として協力できることを精査してまいります。

次に、5点目、運転免許証返納者へのデマンドタクシー券付与についてですが、平成30年4月から高齢者運転免許証返納者支援事業を行っております。平成30年度が43名、今年度は現在までに44名の申請がありました。総勢87名にデマンドタクシー券1,740枚を交付いたしました。令和2年1月までに365枚の利用があったところです。使用率は20.97%と低い状況であります。

デマンドタクシー券の使用期限はございませんので、今後利用者は増えてくると思われませんが、現状を踏まえ付与しているデマンドタクシー券を増やすことは考えておりません。

次に、6点目、利用者を増やすための施策についてですが、現在ケーブルテレビにおいて、デマンドタクシーのPRビデオを放送しています。また、各行政区単位の老人クラブに対して行っている交通安全教室の際にも、デマンドタクシーのPRビデオを流すとともに、総務

課職員がデマンドタクシーの概要説明、高齢者からの要望等の聞き取りを行っているところです。

まだまだ多くの方が、デマンド交通についての認識が少ないと考えられますので、今後もPR活動を継続してまいります。また、今後も利用者からの要望やアンケート調査等の実施により、利便性向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問を行います。

1点目の位置づけですけれども、デマンドタクシーがなかったら医療機関にかかることも買物に行くこともままならない方がたくさんいて、年々こういう方が増えていくことは間違いないと思います。ドアツードアのデマンドタクシーは、交通手段を持ち合わせていない方、とりわけ歩くことが不自由な方にとっては、なくてはならない存在になっている、こういう認識でよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） デマンドタクシーにつきましては、交通弱者に配慮したシステムとして制度を立ち上げました。軒先から目的地までということで設定しておりますので、利用者にとっては大変便利なものと認識しております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） そういうふうに町民にとっては大事な交通手段となっていると思います。

2点目の利用者の現状ですが、少し減少しているように伺いました。その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 一概には言えないかと思うんですが、当初始まった10年前というのは、比較的運転免許証等を保有していない方の世代が多かったというふうに認識しております。今現在は、その後10年たちまして、高齢者ではありますが、なかなか運転免許証を返納できない、そういった方がまだまだいるという中での減少と考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 3点目の利用者からの意見ですが、どういう場で町民の意見を聞いているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほどもお答えしましたが、老人クラブ等の交通安全教室の場でデマンド交通の概要説明をして、その後、皆さんからの意見を聞いているというのが今現在の状況でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ここからは具体的な要望を取り上げます。

まず、4点目に関してですが、那珂川町と那須烏山市の広域事業である那須南病院へデマンドタクシーで行けるようにしてほしいという要望です。

富山に住んでいる方からお話を聞きました。ご自分は視力が弱くなって車の運転ができていないが、ひょっとして回復するかもしれないので、運転免許証の返納はしていないそうです。現在は奥さんの運転で那須南病院まで通院しているようです。しかし、奥さんも高齢であり、そのうち運転できなくなるであろうということです。

質問です。そうなった場合、タクシーを使っていくことはもちろんできますが、料金は安くはありません。タクシーを使う以外に考えられる交通手段はどうなりますか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 1つ考えられるのは、乗り継ぎということでございます。指定乗降場所を設けておりますので、そこまでデマンドタクシーで行っていただきまして、コミュニティバスの路線にある指定乗降場所、そこで乗り継ぎを行っていくという方法が考えられます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 那須烏山駅まで行っているコミュニティバスとデマンドタクシーを乗

り継ぐ方法だと思えます。両方の時刻表を調べました。この富山の方がまずデマンドタクシーで役場まで行き、そこで待っていてコミュニティバスに乗り那須南病院前で降り、病院に向かいます。帰りはバスを待って乗り、役場でデマンドタクシーを待って乗り、それから家に帰ります。往路に使えるのは、予約センター7時30分発のデマンドタクシーと役場発8時45分のバスを乗り継ぐ、これが1案。もう一つは、予約センター9時発のデマンドタクシーと役場発10時35分のバスを乗り継ぐこの2本だけです。

これ以外のバスでは病院に行くことはできても、家にたどり着くことはできません。往復にかかる時間は、最初のほうが約5時間半。次の2本目は約7時間となります。待ち時間が長く、かえって具合が悪くなることも考えられます。

質問します。デマンドタクシーでもし直接那須南病院まで行けたら、町民は健康の面でも、もちろん家計の面でも助かると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 議員おっしゃるように、そのような家計にも優しいという状況ができるかと思えます。ただ、制度がございまして、コミュニティバスにしてもデマンドタクシーにしても、事業者が陸運事務所の許可を得て運行している制度でございまして。それで競合する路線ということになりますので、その辺の調整等必要な部分が多々ございまして。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 今、私が話したように、デマンドタクシーとコミュニティバスを乗り継ぐ、そういう方法もちろんあるんですが、非常に時間がかかると、本人の負担が大きいということが、金銭面からも健康面からも言えると思えます。ですから、その辺の改善を考えてはどうかということです。

後日審議する来年度予算案では、那須南病院への負担金は那珂川町は約9,500万円です。この病院はもちろんもう分かっていることなんですが、那須烏山市と那珂川町が共同出資している特別な病院です。

質問です。町から今よりずっと楽にこの病院まで行けるようになれば、外来も入院する人も増えることが期待でき、那須南病院の経営にもプラスになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 直接行ったと仮定しまして、患者数は増えるのではないかと思います。ちょっと正確なところはお答えできません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 料金はもちろん那珂川町町内の料金、片道300円、往復600円というわけにはいかないことはよく分かります。その分、タクシーやコミュニティバスの乗客が減ることも考慮する必要があると思います。しかし、もし那珂川町から那須南病院直通のデマンドタクシーが走るとなると、現在住んでいる方だけではなく、第2の人生をここで送ろうかという人もあるいは出てくるのではないのでしょうか。町に一つ新しい魅力ができることになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 確かに直接運行できれば住民の利便性も向上し、魅力もアップするかとは思いますが。ただ、今現在デマンドタクシーにつきましては5台の車両で運行しております。それを予約に基づいてルートを設定して目的地、ほぼ町内中心地になりますが、目的地の病院であるとか、スーパーであるとかまで運行しております。これが直接那須南ということになりますと、全町内の各箇所から向かうこととなりますので、車両の手配、あるいは人員、時間の設定、そういった部分でかなり厳しいものがございます。今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私もそんなによく分からないことなんです。例えばこの役場まで来てもらって、あるいはここまでデマンドタクシーで来て、ここから那須南病院まで往復すると。例えば午前1往復、午後1往復と、そういうようなことができればすごくいいなというふうに思っています。

那珂川町以外で那須町でも町外の総合病院までデマンドの運行が行われています。制度設定上、行けないんだという理由が話されていますけれども、その制度を変えるということはどうもできないことなんでしょうか。補助金を思い切って増やすということも併せて考えて、今の制度設計を変えるということができないかどうか、絶対できないかどうか、いかがでしょ

うか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 運行主体はあくまでも事業者でございます。当然事業者との相談というものが優先します。そのような状況をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 直接那須南病院まで行ってほしいという要望は、すごく強いと思います。そういう要望を実現するために、ぜひとも事業者と十分な話し合いをしていただきたいと思います。というふうに思います。

5点目についての再質問です。

運転免許証返納者の方がもらったタクシー券をあまり使っていないという先ほどの報告がありました、2割弱と。営業所で聞いてきました。やはり同じです。ほとんど使われていないということです。その理由は分かる気がします。返納時に一度6,000円分のデマンドタクシー券をもらったなら、それでもうおしまいです。無料で使えるのが10回、10往復となるとなかなか使わないのではないのでしょうか。いざという時にとっておきたい、そんな気分になると思います。ともすると使わないままになる可能性もあると思います。

先ほどの富山にお住まいの方は、たった10往復分の、たったというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、10往復分のデマンドタクシー券ではこの先心配で、自主返納する気持ちになれないと話されていました。県内の市町では、市バスの終身無料乗車券を交付している鹿沼市や小山市、年間24枚のタクシー券を交付している真岡市など、自主返納者への積極的な助成が行われています。

伺います。運転免許証返納時のデマンドタクシー券を1回こっきりではなく、年間券にして毎年交付するというのはどうでしょうか。そうすれば積極的に使われることによって事業者も助かり、出歩く機会が増えれば健康にも、町の活性化にもなるのではないのでしょうか。

毎年、年間券を交付することは考えられないのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 受益者負担というものが1点ございます。当然に利益を受ける者はその応分の負担をするという考えでございます。今回の運転免許証返納者に対しましては、その後の交通手段の確保というのが難しいということで、デマンドタクシーを利用するきつ

かけとして6,000円分のデマンドタクシー券を交付しております。一般の方は、こういった免許証返納をしない方については、こういった特典はございません。平等性という観点からも今現在の形で進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） おっしゃっていることは分かります。ですが、他市町ではもっと積極的な方策を進めているということもありますし、それから何も運転免許証を持っている方にとらわれないで、高齢者の方にデマンドタクシー券を付与するということだって考えられると思います。そういうことも併せて考えていただきたいと思います。

6点目に関しての再質問です。

これも要望が出ています。経営主体は違いますが、町の施設であるまほろばの湯とゆりがねの湯を目的地に加えることはできないのでしょうか。さらに、先ほど要望が寄せられているということにもありましたけれども、平日の便を増やすこと、それから、土曜日の運行は考えられませんか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） ゆりがねの湯とまほろばの湯ということでございますが、まほろばの湯につきましては、隣接する総合福祉センター小川出張所というものがございますので、そこが指定乗降場所になっておりますので、隣ですのでそこへ行くことは可能かと考えています。

ゆりがねについてはそのような状況にございませんので、それとほかの民間事業者とのことがございますので、公共施設だからといってということで指定することは、今のところ考えてございません。

それから、平日の増便につきましてですが、那珂川町広うございます。1便を運行するのに1時間半かかります。事業所まで車が戻るのに1時間半かかるということでございますので、増便については難しい状況でございます。

それから、土曜日でございますが、要望があることは承知しております。ただ、この制度の趣旨としましては、病院であるとか、スーパーであるとか、公共施設であるとか、そういったところを目的地としております。そういったものは平日の月曜日から金曜日の間に当然に用事が済むと考えておりますので、今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） なかなか難しいと思いますけれども、ともあれ町民にとってはなくてはならないデマンドタクシーをさらに利用しやすくするために、町民の要望を広く聞いて、研究を重ねていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 利用の利便性というんですか、そういうものは今後も引き続き検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 将来にわたって住みやすい町にするための施策です。補助金を増やすなどして改善をぜひ進めていただきたいと思います。

第2項目の質問です。

まほろばの湯を経営している株式会社まほろばおがわは、町と民間が出資しているいわゆる第三セクターです。資本金3,000万円のうち町の出資は2,000万円で、取締役4人の中で町長が代表取締役、商工観光課長が取締役に就いています。ですから、町の直営に近いというのが実態です。

この株式会社まほろばおがわで、昨年7月に定年を迎えた社員の方が再雇用されることなく雇い止めになってしまいました。現在、年金支給開始年齢が伸びたことに伴い、60歳定年の民間も公務も65歳までの再雇用制度が設けられることになっています。希望すれば65歳までその職場で働くことができることになっています。役場も当然そうになっています。高年齢者の雇用の安定等に関する法律、通称高年法に基づいて、就業規則に再雇用の規定が盛り込まれているところです。ところが、株式会社まほろばおがわの就業規則には再雇用の規定がありませんでした。無かったので、この方は60歳で退職となってしまったのです。

事実上、町の直営に近い会社で行われたこの件に関して、町長に事実関係をただすのは当然と考え、私は9月と12月の議会で取り上げてきました。しかし、町長は会社の内部問題であり、社長として答弁するのは差し控えるとして、町長としての認識を避けた答弁を繰り返し行いました。まほろばおがわの社長としてではなく、町民を代表して株式会社まほろばお

がわの代表取締役役に就任している町長に質問していきます。

就業規則の問題は決して内部問題ではありません。公の問題だからこそ、県の労働基準局ハローワークが株式会社まほろばおがわに対して就業規則の是正勧告を行ったのです。そして、まほろばおがわは就業規則の是正を二度行いました。

質問の1点目に、まほろばおがわの従業員の雇い止めと、二度にわたる就業規則の是正に町長はどう関与してきたのか、事実経過を伺います。

2点目に、まほろばおがわの取締役会の決定か、代表取締役の判断かは分かりませんが、法律違反で雇い止めにしてしまったことと、就業規則が不備であったことは不可分な問題であり、きちんと解決すべき問題だと思いますが、その問題の解決のために指導性を発揮する意思があるか伺います。お願いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、まほろばおがわの就業規則の是正への関与についてのご質問にお答えします。

まず1点目、就業規則の是正への関与についてですが、質問の内容につきましては、株式会社まほろばおがわ会社内部のことですので、町として関与すべきではないと考えております。

また、就業規則の是正につきましては、内容に不備があったと分かった時点で、速やかに是正するよう伝えたところです。

次に、2点目、指導性を発揮する意思があるかについてですが、質問の問題につきましては解決したものと認識しております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 驚いた答弁でした。

1点目についての再質問です。

まほろばおがわは、ハローワークからの是正勧告があつて11月に就業規則を是正したと、12月議会で答弁がありました。11月に就業規則を変えたという文をここで紹介します。

変更前、こういう規定でした。

定年に関して。第47条。社員の定年は満60歳とし、誕生月の末日をもって定年退職とする。ただし、定年に達した者でも業務上の必要がある場合、会社は本人の能力、成績及び健

康状態などを勘案して選考の下、新たに採用することがある。これが変更前でした。

11月1日変更したとする文章です。

社員の定年は満60歳とし、誕生月の末日をもって定年退職とする。ただし、定年に達した者でも業務上の必要がある場合、会社は本人の能力、成績及び健康状態などを勘案して選考の上、再雇用として65歳まで採用することがあると、こういうふうに変えました。

変えた文章、これでいいとどこで決めたのかお答えいただけますか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） ご質問のどこで聞いたかということですが、まほろばおがわの支配人より聞いたところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私が聞いたのは、その是正はどこで行われたのか、どこでこの是正文を決めたのかということをお聞きしたのです。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） お答えします。

この内容につきましては、支配人より雇用関係の手続を委託してございます商工会を間に挟みましてやり取りをしたということでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） やり取りはしたかもしれませんが、決定には取締役会が決めないといけない相談だと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） そのとおりでございます。取締役会を経てということになります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ですから、取締役会でこの変更した文を決めたということです。是正したとするこの文章は、「会社は」、これが主語です、「新たに採用することがある」との部分で、「会社は」、これも主語です。「再雇用として65歳まで採用することがある」と変

えただけです。本人の希望などどこにもなく、あくまで会社の都合で採用することもあると、働く者の権利を無視した、まさにハローワークが是正しなければ駄目ですよという肝心なところは全く変わっていないひどい是正でした。

9月議会で町長は私の質問に対して、一字一句は覚えていないが、高年法は存じ上げていると答えています。なぜ高年法の趣旨に全く合っていない是正文が出てきたのでしょうか。高年法は知っていたけれども、それに従うことなんかない、適当に再雇用の文言を入れればいいと、そんな不誠実な態度からでしょうか。それとも、本当は高年法を知らなかったのに、知らないということが言えず、しかも、その後もしっかり学ぼうという努力もせずこのうとうとしていたのか、どちらなのかなと思ってしまいました。なぜ高年法の趣旨を全く無視した是正文、これでいいと、町長はそれでいいと判断したのですか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） これは町長としてではなく、会社の問題ですから、答弁は差し控えさせていただきます。町長としての答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 全くそうやってはっきりした答えはなさらないんですが、これでいいとあなたは判断してこういう是正文になったというふうに思います。

12月議会の後、是正した文章を私に見せ、ハローワークから了解してもらった、これでいいと了解してもらったと課長が言いましたが、私はそんなはずがないと、その文章を持って自分でハローワークに行き担当者に見せました。全く駄目ですねと予想どおりのコメントでした。そして、ハローワークとのやり取りを商工観光課長に伝えました。この後、二度目の是正が行われるのですが、伺います。

その後、1回目の是正の後、どのような経過で再度是正した文章が出てきたのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） まほろばおがわの支配人のほうでハローワークへ出向きまして、打合せをして、その中で今回の是正文になったところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 支配人の方がハローワークとやり取りをしたんですか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） はい、そうでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 支配人の方は、単なる社員だと私は思っています。ですから、いろいろな決定権は持たないというふうに思います。

どのような経過でということをお聞きしたら、1回目と同じようにお答えになりました。二度目の是正をした時点で、1回目の是正についてどのように総括したのですか、教えてください。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） どのように是正したかということですが、現場の責任者は支配人でございますので、支配人のほうで原案を作ったということでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） いや、私が聞いているのは、1回目に是正したでしょう。2回目にまた是正したわけですよ。2回目の是正のときに、1回目の是正についてどのように総括したのかということを知っているんです。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 休憩。

○議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） この場で、会社内部の問題でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4 番 川俣義雅君登壇]

○ 4 番 (川俣義雅君) 内部問題にハローワークが介入したりしません。ハローワークは、企業がそういう再雇用に対する記述をきちんと盛り込まなければならない。それができていないということで是正を勧告したわけです。内部問題だといって逃げるのは卑怯だと思います。

2 回目の是正文を読みます。こういうふうには是正されました。

社員の定年は満60歳とし、誕生月の末日をもって定年退職とする。ここまでは一緒です。ただし、定年に達した者でも本人が希望し、解雇事由または退職事由に該当しない者については65歳まで継続雇用すると。1回目の是正文と全く違います。これは、高年法が要請し、労働基準局が出しているモデル就業規則に沿ったもので、本人希望で継続雇用となっています。やっと当たり前の就業規則になりましたが、あまりにもお粗末な経過だったと思います。

さて、就業規則が正常に是正されましたが、問題は残っています。昨年7月に雇い止めにした社員の方の処遇問題です。

本来は、就業規則に再雇用の規定があって、本人が希望すれば年金受給開始の65歳までまほろばおがわで働くことができたにもかかわらず、その権利が奪われたままです。先ほどの答弁でもう問題は解決したんだということなので、このまま放っておいていいと考えているのだと私は理解します。

高年法には、再雇用しなくてもいいという解雇事由の規定があります。勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、労働者としての職責を果たし得ないときなどですが、そうであったかどうか本人の申立てがあった場合は、解雇の理由を記載した証明書をすぐに発行しなければならないことになっています。裁判になれば大きな争点になります。もし仮に、万が一です。そういった解雇事由が事実あったとしても、解雇するには30日以前に本人に予告しなければなりません。

伺います。

昨年7月にまほろばおがわを雇い止めになった方に対して、解雇事由を示して、30日以前に解雇予告がなされていたのでしょうか。分かっていたらお答えいただきたいと思います。

○議長 (小川洋一君) 商工観光課長。

○商工観光課長 (薄井 亮君) 会社内部のことですので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長 (小川洋一君) 川俣君。

[4 番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 全くおかしいと思いますが、この方は長く正社員として熱心に勤務してきた方で、休みの日も草取りなどを無給でやっていたようですから、全くあり得ないことですが、万が一、解雇事由が妥当だとしても、30日以前に解雇予告が明確にされていない場合は、30日分以上の手当を支払う義務が生じます。そのことは知っているでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） ご質問の内容ですが、会社の内部のことですので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 労働基準法第20条でそのように規定されています。

不当に雇い止めされた元社員の方に、就業規則の不備をわび、金銭的な和解もするよう、まほろばおがわが誠実に問題を解決するよう、リーダーシップを発揮する考えは町長にあるでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 会社の問題ですので、町長としての答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 残念な答えです。

私は、問題をきちんと解決して、今後の会社の運営に当たっていただきたいと思っているんですが、なかなか難しいことのようにです。

3項目めの質問に移ります。

一昨日の日曜日、私が住んでいる集落総出の堀ざらいというものがありません。合わせる数百メートルに及ぶ、いわゆる泥上げです。参加者のほとんどが高齢者で、その人たちが田畑の耕作を担っています。いつまで続けられるかと不安を言葉にしながら、毎年恒例の作業を行いました。農耕を続けていくためには、この堀ざらいのほかに畦畔の草刈りや野火焼きなどの作業が欠かせません。

実は、これらの共同作業に対して補助金が受けられる制度があります。多面的機能支払交付金の制度です。この補助事業へ参加する団体を増やすことにより、少しでも収入が増え、大切な農耕地の維持に役立てればと思いい質問をいたします。

1点目は、多面的機能支払交付金制度の趣旨と、当町における参加団体数、面積及び他市町の状況について伺います。

2点目に、参加団体を増やすための周知PRや取組について伺います。

3点目に、手続の簡素化について伺います。お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 多面的機能支払交付金制度についてのご質問にお答えします。

まず1点目、制度の趣旨と当町における参加団体数、用地面積と他市町の状況についてですが、制度の趣旨は、農業、農村は国土保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を有しておりますが、農村地域の高齢化や人口減少等に伴い、その機能は低下しております。このため、農業、農村地域の共同保全活動に係る支援を行い、地域資源の適切な維持管理を推進することで多面的機能が適切に維持、発揮されることを目的に行われております。

また、当町における参加組織数は8組織で、対象面積は319ヘクタールであります。

他市町の状況については、那須烏山市が組織する11組織、対象面積607ヘクタール、大田原市59組織、5,697ヘクタールとなっております。

次に、2点目、参加団体を増やすための周知PRや取組についてですが、広報紙で事業内容を紹介し、参加活動組織の募集を行っております。今後についても、広報紙や区長会の席を活用しまして周知に努めてまいります。

次に、3点目、手続の簡素化についてですが、本事業は国庫補助事業のため、国の事業実施要綱等に沿った事務手続が必要となります。事業を実施する上では、交付金の使途に事務経費が認められているため、組織内の事務従事者に事務手当を支払い、活動記録の作成や事業実施に係る手続を行っているところです。

近年、活動組織員の高齢化等により、事務手続について外部委託等の相談を受けておりますので、活動組織の事務負担が軽減されるよう検討してまいります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 再質問です。

この多面的機能支払交付金のほかに、中山間地域等直接支払交付金という制度があります。こちらについては、参加している組織が多いと聞いていますが、この中山間地域等直接支払交付金と比べて多面的機能支払交付金が参加組織が少ないと、中山間地域等直接支払交付金のほうは参加する組織が多いというのは、何か違いでもあるのでしょうか。何か考えられる

理由があったらお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 中山間地域の交付金と多面的交付金の事業内容を比較しますと、中山間のほうが若干実施事業が緩やかということが挙げられると思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） そうだと私も思います。

実は、今年度、多面的機能支払交付金に申し込んで加入した組織が小川のほうに1組織あると思います。そこでの手続をした本人から聞いたのですが、やはりなかなか大変だと。資料をそろえて申請するのがもう本当に面倒だという言い方が、要するに手続が大変だということで、それをあきらめてしまう、そういう方もいるということを知りました。

多面的機能支払交付金に参加するための手続と、そして毎年の申請が大変であること、参加団体が伸びない原因であるとしたら、町としてその改善のためにどのような取組ができそうですか。

私、大田原市に行って聞いてきました。大田原市では、先ほど59組織とおっしゃいましたが、その約半分の組織で協議会をつくって、その協議会で手続をしてくれる人を雇って、その人たちに交付金から5%差し上げてその事業をやってもらっているということを知りました。そういうことが可能なかどうか。

それから、益子町は組織が多分1組織だと思います。つまり1組織で全てのというか、広い田畑を管理して、そこで一括して支払交付金を頂いていると。

ですから、今この那珂川町では8組織と言われましたけれども、それぞれがばらばらで申請して事務手続を行っていると思うんですが、そういうのをまとめていくというような、そういう考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 大田原市は、参加団体数が仮に半分として25で、人数を雇うだけの交付金、5%を活用すれば1人の職員を雇用して進めるということは可能ですが、那珂川町の場合ですと8組織なものですから、その中の5%を活用して1人を雇用するのはなかなか難しい状況にはあります。

ただ、そうは言っても、なかなか組織内でも難しい、事務負担についての外部委託などの相談を受けておりますので、そこは中山間地域のほうと広域的な組織で事務関係の協議会を

設立をして、中山間も含めた事務の軽減ということでできないかというようなこと、その辺も、あとは組織内ともこれは相談しなくてはならないと思います。組織によっては、いや、うちは独自で、自分でやりますよという組織があればなかなかそううまくいきませんので、今後、これは多面的、中山間、その両方の組織に相談をしまして、どのように進めるかを検討してまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 川侯君。

〔4番 川侯義雅君登壇〕

○4番（川侯義雅君） 大田原市の例は、事務手続をやってもらっている方3人です。3人の方にやってもらっているというお話でした。

それで、今とても前進的なお話があったというふうに思うんですが、ぜひ中山間地のほうも含めて、それぞれがそれぞれ苦労しているのを何とかまとめていければなというふうに私も思いますので、そういう今参加している組織の方に集まってもらって、ぜひ相談をしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） その点は、来年度に各組織と十分に話し合いをしまして進めてまいりたいと思います。

○議長（小川洋一君） 川侯君。

〔4番 川侯義雅君登壇〕

○4番（川侯義雅君） なかなか大変だとは思いますが、今のままですと本当に田畑を耕作している人たちが、年齢がどんどん上がって疲弊していきます。そういう、同じ仕事をしているのに交付金が頂けるところと頂けないところとあるというのが現状ですので、なるべく全てのところで同じ作業をしていけば、泥上げとか畦畔の草刈りとかやっていけば交付金が受けられると、そのようになるためにぜひとも努力していただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問といたします。

○議長（小川洋一君） 4番、川侯義雅君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子純恵君

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） すみません、マスクを外させていただきます。

5番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、報道でもご承知のとおり、コロナウイルス感染拡大防止のため、国からの要請で、当町の小・中学校におきましても3月2日より臨時休校となりました。様々な不安、問題を抱える中での臨時休校です。町といたしましても、児童・生徒の感染予防はもとより、心理的な苦痛や不安の払拭、そして休み中の事故防止のために万全を期していただきたいと思えます。

また、日頃より子供たちを見守ってくださっている地域の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き子供たちが安心して過ごせるよう見守っていただけるようお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、大きく3項目について一般質問を行います。

1項目として、当町における文化及び観光の拠点とも言える鷺子山上神社周辺の道路整備について。

2項目として、町民プール建設について。

3項目として、未来創造会議での施策提案の町政反映について。

以上、3項目について質問いたしますので、執行部の簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

それでは、1項目、当町における文化及び観光の拠点とも言える鷺子山上神社周辺の道路

整備について伺います。

県道232号線、矢又大内線は、鷲子山上神社に通じる道であります。鷲子山上神社は、町の文化振興、観光の拠点であり、活力のある地域社会の実現を図る上でも重要な場所と言えます。町のホームページにおきましても、県指定文化財として紹介されている部分がございますし、先月にはケーブルテレビでも120年ぶりに修復された左大臣、右大臣の像が紹介されており、年々訪れる方も増えてきております。

標高470メートルという立地ゆえに道幅が大変狭く、観光で訪れる方は、現在、国道293号線の茨城県側から入り、県道232号線、矢又大内線を通り、栃木県側、矢又の国道293号線に抜ける動線が取られております。この県道232号線は、矢又から大内に抜ける県道ですが、道幅が狭く、擦れ違いが困難な区間があったり、車ででの通り抜けができない通行不能区間すら存在します。年始には多くの観光客が訪れるため、山頂に到着するまでに3時間もかかったというお話も伺います。

しかし、県道232号線は矢又方面だけでなく、矢又大内線という名のとおり、大那地、大内方面に抜けることができます。地元の方には知られておりますが、道幅が狭いこともあり、一般の方にはあまり知られておりません。

この区間が整備され、観光で訪れた方が大内方面に抜け、御前岩、広重美術館、飯塚邸、小砂焼をはじめ、町内の名所、旧跡を巡り、町内をぐるっと巡ることのできる動線ができれば、町内の観光がより盛んになるものと確信しております。

そこで、細目2点について伺います。

細目1点目、鷲子山上神社が当町における文化、観光振興に果たす役割は大きい。町は観光資源として、同神社に対してどのような取組をしているのかを伺います。

細目2点目、鷲子山上神社周辺の県道232号線に接続している道路の整備支援について伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、鷲子山上神社周辺の道路整備についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町は観光資源としてどのような取組をしているかについてですが、町といたしましては、鷲子山上神社は観光拠点の一つと考えており、町の観光PRにおいて観光パンフレットへの掲載やFM栃木放送の行政、観光、情報発信番組においてイベント等の情報発

信を行っているところでございます。

平成29年度から3年間行われましたデスティネーションキャンペーンにおいて、企画事業としまして「ふくろうがいっぱい展」を開催し、多くの観光客を誘客することができたところではあります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 次に、2点目、鷲子山上神社付近の道路整備支援についてですが、県道232号矢又大内線の矢又側については、平成30年6月の定例議会にて益子明美議員の質問にお答えしたとおり、矢又行政区等からの要望があり、平成27年度から28年度までに既存も含め数か所の待避所が設置されました。また、大那地地区側約800メートル区間については、令和元年9月11日、大那地行政区より署名を添えての町への要望、同10月11日には町も同行し、栃木県烏山土木事務所への要望が行われました。

なお、県道232号矢又大内線の鷲子山上神社付近、矢又より大那地方面に抜けている道路は私道、いわゆる私道となっております。県道232号矢又大内線につきましては、栃木県の管理ではありますが、一部車両通行不能区間があり、狭隘で見通しの悪い道路と認識しておりますので、機会あるごとに栃木県に対し改良要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目についての再質問ですけれども、町としましても観光PRとしてホームページやFMラジオ、そういったところで紹介していただきましたり、DCキャンペーンに参加していただいたりの取組をなされているようですけれども、この神社に訪れる方は年間どの程度いらっしゃるのか、町として把握している範囲で結構ですので、お示しいただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、答弁いたします。

概算でございますが、3年間報告したいと思っておりますが、平成28年が7万9,500人、平成29年が10万6,500人、平成30年度が11万4,800人でございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 本当に多くの方が訪れていることが分かりました。

では、細目1点目についての再質問は以上ですので、細目2点目について幾つか再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、県道232号線、矢又大内線、鷺子山上神社付近、矢又から大那地方面に抜けている道路は私道となっている答弁をいただきました。この区間、おおよそ300メートルの区間、舗装路となっております。この路線をグーグルマップなどで検索してみると、この舗装路が県道232号線として出てくることがあります。実際、私自身も思い込みで勘違いをしていたところでございます。町民の皆様には私のように、私道についても県道と勘違いされている方がいらっしゃるかと思います。

改めて確認をさせていただきたいと思いますが、この区間、舗装されている、車が通り抜けのできる舗装路、これは私道、作業道というふうに伺っておりますけれども、このような解釈でよろしいかどうか伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 先ほどの答弁のとおり、作業道、いわゆる私道となっております。以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 今の作業道、私道ということで確認事項を受けて伺います。

車が通り抜けのできるこの舗装路が県道ではなく、私道、作業道ということになりますと、県道232号線は冒頭申し上げたとおり、車で通り抜けのできない区間、通行不能区間が存在するということになります。ここは、鷺子山上神社の社務所付近を通り、大内側に接続する歩くことのできない道です。昔、水戸黄門が歩いたという黄門道路がほぼこの県道に当たっているようです。

この現状を踏まえて、作業道の県道への付け替え、これを要望できないか伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 県に確認しましたところ、作業道、私道と県道の交換は難しいとの回答をいただいております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 確かに、私も烏山土木事務所の企画調査課長とお話をさせていただ

た際にも、県道の付け替えが可能かどうか、その可能性があるかないかについて伺いましたところ、技術的には可能だということ伺いました。ただ、現実として町道などの位置づけがないところを県道として付け替えることは、手続的には難しいというお話を伺いました。また、今まで前例もないということ伺いました。なおかつ地元、あるいは神社からの要望はございますけれども、現在事業としての計画はないと伺いました。

そこで伺います。

地権者の皆様のご協力をいただくことが前提となってしまうかもしれませんが、現在作業道となっているところ及びその周辺の用地買収などを進めるなどして、構造を道路構造令に合致するような構造に改良していただき、町道として整備をすることが可能なのかどうかを伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） お答えいたします。

計画に基づく予算化、土地所有者のご協力があれば可能かと考えますが、現在、その私道、作業道の構造などが町道の基準に合致していない。また、構造を認定基準に合わせるためには、接続する県道から改修をかけていかなければならなくなり、県との協力、その事業に関する費用対効果についても十分検討していかなければならないと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 費用対効果等、検証しなくてはいけないところが課題としてあるかと思っておりますけれども、まずはそういった費用、効果等を十分に検証していただいた上で、町道として整備をしていただきまして、県道に付け替えを要望していくことも必要かと考えます。

烏山土木に伺った際には、平成17年に大那地、途中まで広がっているところまで整備されたのが最後の整備ということ伺っております。また、矢又側も1.5車線とし、擦れ違いができる程度整備され完了したというお話を伺いました。

矢又側の県道232号線は、地元の皆様にとりましても重要な生活道路です。法的な規制等はありませんけれども、観光で訪れる方にとっては、一方通行の道路であると認識をされております。私もこの道路を利用させていただくことが大変多いんですけれども、国道293号線側から入り途中のお宅に向かう際に、下山してきた観光客の方に、ここは一方通行だよ、通っちゃいけないよと声をかけられたりすることがございます。地元の皆様もこのような不快といいますか、ちょっと心苦しいような、そんな思いをされて通っている方が多いのでは

ないかなと思っております。

大内方面の県道232号線、そこに接しているこの作業道を整備していただくことで、神社を訪れた方が町内の観光スポットを巡ってくれるような動線の整備が可能になると思います。烏山土木事務所でも、道路の整備という側面からだけではなく、観光という観点からの強い要望があれば可能となってくるのではないかとといったようなお話もありました。

この際、町がかじ取りをしていただきまして、地元の行政区、観光協会など関係各所との連携を図っていただきまして、協議会などをつくっていただいてはどうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） ご意見、ご提言ありがとうございます。

烏山土木事務所のお話は、すぐに事業が進むということではなく、場所にもよりますが、観光という側面からのアプローチも、これからの道路整備には必要であるという意味合いであることをご理解ください。

また、関係各機関が一体となって協議会を立ち上げ、道路整備の要望活動を行うことは効果的であると考えますので、関係各所と協議、研究しながら進めていければと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） この道路の整備というものは、一朝一夕に成し遂げられるものではないと思いますので、町を挙げて取り組んでいただけたらと思います。観光協会等、観光に知識のある方との協議会、そういった研究の価値があるといったような今答弁をいただきました。

年間、先ほど、最初の答弁にもありましたけれども、10万人以上の観光客がこの神社を訪れております。この訪れた方がそのまま国道293号線の方面に戻ってしまうのはもったいないなと思っているところがございます。また、矢又の県道沿いにお住まいの町民の皆様は、大変ご不便を感じながら生活されておられるかと思えます。

鷲子山上神社付近から大内方面への作業道、おおよそ300メートル、接続する県道、おおよそ800メートル、この区間が整備されることで、多くの観光客が町内の観光スポットに立ち寄ってくれるようになります。地元の皆様も要望活動を行っておられます。人は道路が導くように流れていくと思います。町が主導していただいて、この観光の輪をぜひ整備していただきたいと思えます。

そこで、最後の質問になりますけれども、町長に伺います。

去る2月7日、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案が閣議決定をされました。この中に、地域内外を移動する観光旅客の利便の増進等に関する事業、地域における文化観光拠点施設、その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設、その他の国内外からの観光客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業などが挙げられております。この法案自体には道路整備は含まれておりませんが、国交省に確認をしましたところ、都市再生整備事業が今回のこの道路を整備するところには当てはまるのではないかというようなお答えをいただいております。

旧まちづくり交付金が名前を変えたものだということを伺っておりますけれども、計画に基づきまして、総合的、戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果、波及効果が得られることが期待できるなど、住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化が図られることがこの旧まちづくり交付金、都市再生整備事業の目的です。これを、この2つをうまく絡めていただいて、簡単なことではないと思いますが、町の観光の発展が期待できるのではないかと思います。1つの道路をきっかけにということにはなるかと思いますが、町の観光を今以上に推進していくチャンスではないかと思っております。

改めて、町が中心となって、道路整備を含めて観光客の動線を整えることを目的として整備されることをご検討いただけないかということ、すみません、町長に伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 益子議員ご指摘のように、鷲子山上神社、先ほど課長から答弁させていただきましたが、年間10万人以上の観光客が来てくださる。那珂川町にとっては非常に重要な観光施設であると認識をいたしております。

そのような中で、観光客の皆さんが非常に時間がかかって神社に訪れたり、それから地域の方が一方通行だと誤解している方もあって不便を感じている、私も本当にそのように思っております。

それと、ただいま議員ご指摘の文化観光推進での新しい法律、閣議決定されたということで、今の国会に提出されている、このような認識はいたしておりますが、その中身について細部まで把握しているわけではございません。そして、その中で道路に関しては表向きの文言には書いていない、これも存じ上げています。ただ、交通機関の連携とかそういうところには補助金を出すとか、それからWi-Fi施設だったり、観光客の利便性を道路以外の部

分で支援する、こんなような法律ではないか、このように思っています。

そして、先ほど益子議員おっしゃったように、道路整備も別の、その中の事業の一部として取り上げられるのではないかという部分については、私どももしっかり確認をさせていただきたい。それと、例えばこれは法律ですから、県会議員、県あるいは国会議員、そういう方のお力添えを得ないとどうしても実現できない事業だと思います。

そして、この事業は町単独でとかいうのではなくて、観光施設があったら観光施設、それから行政、あるいはDMO、こういう方と協議会をつくって、計画を立てて、そして文科省とか国交省に申請をして、それが認可されればその事業に対して補助金が出る、こんなような法律かと思えます。

それを鑑みまして、今年、来年というわけにはいかないとは思いますがけれども、私どももこの法律、あるいは別の法律でそういう部分がないか、こういう部分を確認させていただき、要はこの町にたくさんのお客さんが来ていただき、鷲子山を目的地で、そこから帰っちゃうのではなくて、そこに来た方を町の別の施設に誘客する、こういう方法をぜひ考えてまいりたいと思います。

それと、鷲子山上神社は季節ごとにいろんなイベントを企画されていまして、非常に優秀な観光施設だと思います。それと、町内の各観光施設は季節ごとに特色があったりする部分もありますので、それをどういうふうに結びつけていったらいいか、これからの振興計画等の中でもしっかりと議論させていただき、一人でも多くの観光客に来ていただける、そんな方策を考えてまいりたいと思いますので、議員の皆様のご理解、それからご提案等もよろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 実際に地域一丸となって、町として、そして様々な関係の方とご協力をいただきながら、まずはしっかりと計画がないとそういった補助金とか、そういった土台にも乗れないと思いますので、そういったところをまず振興計画ですとかそういったところにしっかり反映をしていただきまして、一朝一夕にできないものではありますけれども、町として一人でも多くの観光客にこの町に来ていただいて、様々なところを巡っていただいてというようなきっかけになればいいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で1項目めの質問を終わります。

2項目め、町民プール建設について伺います。

平成30年第4回9月議会、一般質問におきまして、小・中学校のプールについて質問をいたしました。古いもので築50年が経過している現状を踏まえ、児童・生徒だけではなく、広くご利用いただけるような全天候型で一年中利用できるプールの新設を要望いたしました。少子・高齢化の進展を踏まえ、大きな競技会は町外の現有施設での機能分担を考慮し、本町においては学校教育型と健康増進型の両面の施設機能を基本とし、振興計画、実施計画との整合性を図りながら、限られた財源の中で検討していくという答弁をいただきました。

そこで、細目2点についてお伺いいたします。

細目1点目、町民プール建設に向けた検討結果及び町の考えを伺います。

細目2点目として、町民プール建設において、文部科学省所管等の国庫補助等の対象事業となるのかを伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） 町民プール建設についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目、町民プール建設に向けた検討結果及び町の考えについてでございますが、検討結果につきましては、昨年9月に発注をしまして業務を進めております町民プール新築工事設計業務委託の民間活力導入可能性調査、これと並行し、庁舎内関係各課の係長級職員で構成しております町民プール建設検討委員会作業部会において、近年、意識の向上が著しい健康志向を考慮しながら、年間を通じて利用できるプール機能だけではなく、水中運動と連携した母子健康、子育て、健康増進等にも利用できる複数機能の附帯についても併せて調査を進めているところであります。

現段階において結果をご報告するには至っておりませんが、町の財政状況を踏まえつつ、建設費用やランニングコストをいかにして抑えられるか、先進地の事例などを参考として、経済的で身の丈に合った施設設備となるよう、今月末を目途に慎重に精査を進めております。

また、町の考え方につきましては、平成30年9月定例会におきまして議員のご質問にお答えいたしましたとおり、町民の皆様がいつでも気軽に、自由にスポーツができる環境づくり、子供の健やかな成長や町民の健康増進の観点、学校教育における教育課程での活用などからも、プールは貴重であり、必要な施設であるとの認識に変わりはありません。

次に、2点目、文部科学省所管等国庫補助事業の対象となるかについてでございますが、町といたしましても有利な補助事業等の活用は必要と考えておまして、補助事業の導入を前提に交付要件を満たすべく整備計画を進めているところであります。

また、再生可能エネルギーの導入等、その他の新たな補助事業の活用も視野に調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 再質問に入らせていただきます。

昨年9月に発注されました町民プール新築工事設計業務委託の内容と、その進捗状況についてを伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、設計業務委託の内容と現在の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、委託内容につきましては、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、町民ニーズの多様化に応えることができるPFI事業の導入が可能であるかを判断する民間活力導入可能性調査と、実際の施設の整備に関する基本設計、実施設計業務があります。

現在の進捗状況につきましては、先ほど教育長答弁でもお答えを申し上げましたとおり、民間活力導入可能性の可否について、今月末をめどに調査を進めているところでございます。基本、実施設計業務につきましては、民間活力導入可能性調査業務の結果を重視することといたしており、庁内検討委員会作業部会での検討内容や町民のニーズ、関係団体の意見も集約し、議会の皆様にもご相談申し上げ、ご意見をいただきながら慎重に業務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 業務委託内容及び進捗状況については、ただいまの答弁で理解をいたしました。

委託内容の中に民間活力導入可能性調査がありますけれども、町民のニーズの多様性に応えることができるというような答弁をいただきましたけれども、民間活力の導入の可能性の可否によって、その後の方向が大きく変わってくるということですが、PPPの中のPFI事業の導入が難しいという判断が可能性調査で出た際には、ほかの可能性としてはどう

いったものが考えられるのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、PFI事業の導入が難しいという判断が出た場合における他の方法についてであります。まずPFI事業とは公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考えであります。先ほどの進捗状況のご質問でもお答え申し上げましたが、現在もその可能性の可否について、地理的条件や人口規模、財政状況なども考慮した上で、民間事業者のヒアリングを実施しながら調査を進めております。

その他の方法についてお答えするとすれば、設計、建設を町直営で行い、維持管理及び運営に関しては、民間のノウハウを活用するといった指定管理者制度の導入に関しましても視野に入れ、併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） そのほかの方法といたしましては、指定管理の導入などが考えられるということですが、いずれにしましても、町民の声がしっかりと反映されなければ、この事業の成功も難しいのではないかと考えます。上物だけをつくるのではなくて、しっかりと町民の皆様に活用される、多くのご利用があって初めて生かされるものだと思います。しっかりと利用する側の声を反映していただきたいと思います。

先ほどの答弁の中にも、町民プール建設検討委員会作業部会が立ち上がっているということをお聞きしましたが、その中でも恐らく活発な意見が出ているのではないかと思います。また、実施に町民の皆様の声の聞こえることも必要かと思っておりますので、そういったニーズ調査の必要もあるかと思っております。

今後、ニーズ調査をするような考えがあるのか。それと、どのような方法で意見の吸い上げを行っていくのか、それについて伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 町民の皆様のニーズの調査についてであります。庁舎内に立ち上げました町民プール建設庁内検討委員会作業部会は、福祉、健康増進、児童教育、学校教育の観点から、各課、認定こども園など係長クラス7名で組織をいたしまして、町民プールの整備の在り方について、専門的かつ広範な観点から委託業者とともに調査研究、先進

事例等の視察等も行い、その方針を庁内検討委員会、庁議に報告することを目的に設置したものでございます。

機会あるごとに町民の皆様の声をお聞きし、耳を傾けることは大変大切なことだと考えております。作業部会で検討いたしました個別、具体的なテーマに関しましては、基本計画、基本設計に必要な諸条件等の整備の段階で、町民の皆様の代表である議会、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体の皆様にお諮りさせていただき、整備の在り方、機能、規模等、皆様のご意見を集約し、フィードバック形式により、それら調査検討の結果や議論の経過を踏まえ、最終的に基本計画、基本設計案を決定してまいりたいと考えております。

なお、令和2年度におきましては、平成28年3月に策定をいたしました生涯学習推進計画第2計画の見直しの年となりますことから、その計画を策定するに当たり実施いたします住民アンケートにおいて、可能な限りプール建設に関する項目を入れ、町民の皆様のニーズを確認してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） こういった議会でその検討の結果をお示しいただきましたり、スポーツに精通していらっしゃる体育協会の皆様にご意見を聞いていただけること、大変重要なことだと思っております。フィードバックするということで、また新たな意見が出てくることもあるかと思しますので、そういった意見を交換する機会はなるべくたくさん設けていただければと思います。

また、先ほどの計画見直しということで住民の皆様にアンケートを取る、その中で町民プールについての項目を設けていただけるということですので、そういったところから出てきた意見は大変貴重なものだと思いますので、ぜひ計画、設計、そういったところにしっかりと反映をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の再質問に入らせていただきます。

若干スケジュールに遅れが生じているのかなといったような印象を受けるんですけども、本来、こういった基本設計や民間活力の導入可能性調査、こういった調査にはどの程度通常時間をかけるものなのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問のスケジュールの遅れと本来の調査時間につきまして

は、長期的な視点で利用者が施設に愛着を持つことができるような施設整備をするため、調査業務においては施設規模の設定、事業者のヒアリングの実施、将来的なニーズや財政状況の把握、公共サービスの在り方等について詳細な調査を行う必要があります。

設計業務につきましても、整備後の管理運営まで考慮した効率性、利便性の高い施設となるよう調査研究について多くの時間を費やすことは必要なことであり、所要時間といたしましては、基本構想、基本計画、導入可能性調査を含め、一般的には本来2年から3年の期間を要するものと言われております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） こういった調査の段階で、本来ですと二、三年調査等に時間をかけるというようなご答弁をいただきました。そうすると、今回の調査の時間を見ますと、通常の期間よりは大幅短縮されたような印象ですけれども、この限られた時間の中でしっかりと将来を見越した調査ができるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 限られた時間で将来を見越した調査ができるのかについてありますが、現在、調査を担当いたしております事業者は、県内外においてPFI導入可能性調査の実績と豊富な経験を有した優秀な業者であります。調査結果は時間や期間に左右されるものではなく、あくまでも純粋な結果と受け止めるべきだと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 限られた時間ではございますけれども、しっかりと結果が出せるような調査、その結果を反映していただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、複数機能の附帯についても調査をしているという答弁がありましたけれども、その複数機能の附帯というのは、実際には具体的にどのような機能を指しているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） ご質問の具体的な複数機能の附帯ではありますが、トレーニング施設、または軽運動用のスタジオ等が挙げられますが、幼児から高齢者まで足を運んでいただき、生きがいを感じていただけるような施設整備を考えているところでございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） トレーニング施設ですとか、そういったスタジオということが附帯施設として考えられるということでしたけれども、トレーニング施設ですとかそういったところは、最近では民間のスポーツジムなども近隣の市町村にできておりますので、そういったところとは差別化を図ったところで、先ほどの答弁にもありましたけれども、小さなお子様から高齢者まで幅広く利用できるといったところでは、近隣のスポーツジムとかそういったところとは若干差別化を図れるような気がいたしますので、限られた財源の中でコンパクトに、かつ多機能な施設であれば先進的な施設になるのかなと思います。

用途を限定せずに、例えば勉強会もできて、あとはヨガ教室、そういった教室にも使えるような、そういった多目的な施設、多目的ルームのようなものを設ける考えはあるか伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 2ついただきました。

近隣の民間のスポーツジムとの差別化、または多目的ルームを設ける考えについてであります。基本計画の策定に関する重要なお意見として頂戴をさせていただきたいと存じます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） もう1点伺います。

過日実施されました子ども・子育て支援に関するニーズ調査、この調査は出産予定の方も含めて、就学前のお子さんがある全ての家庭を対象としたものです。このニーズ調査、これはお子さんのいる全ての家庭のご意見が集約されたものであると捉えることができます。この調査の自由記載の欄のご意見の中に、土日も遊べる室内の遊び場がない、公園の設置をととか、遊具の充実をとといった公園、遊び場に関するものが33件と、一番多かった保育サービスに関する自由意見に次いで2番目に多い結果となっております。ここから分かるように、子育て中のご家庭では、土日も利用できる室内の遊び場が求められていることが分かります。

こういったご意見を見無視してはいけないと思いますし、こういったご意見を反映させることのできる絶好のチャンスではないかと思っておりますので、子連れの方が一緒に楽しめる、そして水泳をした後に遊ぶこともできる、あるいは水泳をしなくても子供を連れて気軽に遊びに来られるといったような、イメージ的にはトコトコ大田原の子ども未来館の縮小版のような、小さなものでもいいのかと思いますけれども、キッズスペースをつくっていただきたいと思います。

いますけれども、この点に関してはどうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、キッズ専用のプールと子連れの方が一緒に楽しめるキッズスペースの設置についてのご質問でございますが、子育て支援課において策定されました第2次那珂川町子ども・子育て支援プランにおける子ども・子育て支援に関するニーズ調査、特に自由記載のご意見のうち、保育サービスに関する意見58件、公園、遊び場に関する意見33件に関しましては、重視すべき重要な意見であると認識しております。

トコトコ大田原の子ども未来館の縮小版とまではいかないかもしれませんが、前件同様に町民プール建設基本計画の策定に関する重要なご意見として、検討に入れさせていただきたいと存じます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ子供を連れてご家庭の方が楽しめるような、健康増進という意味でも、子供の遊び、これも重要なものだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

細目2点目の再質問に入らせていただきます。

先ほど補助事業の導入を前提にというご答弁をいただきましたけれども、具体的にどのような補助金を視野に入れているのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 具体的に検討している補助事業につきましては、文部科学省所管であります地域スイミングセンター整備事業交付金の活用、また太陽光発電導入に伴います補助、あるいは再生エネルギー設備の導入補助事業等を併せて検討させていただいております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 様々な補助金が該当するかとは思いますが、再生エネルギー設備の導入等も併せて検討されているということですので、例えば木質バイオマス発電などが該当するのかなと思うんですけれども、こういったところは先進的な事例が幾つもあるかと思っておりますけれども、実際に先進地の事例などについての調査研究は行われたのか伺います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） 再生エネルギーの設備の導入等、導入コストやランニングコ

ストを含め十分に検討をすべきと思うが、実際に先進地の事例などについて調査研究を行ったのかというご質問でございますけれども、当町と人口規模、財政規模、状況等がおおよそ等しい長野県の木曾町の温水プールを先月視察させていただいたところでございます。

視察に当たっては、整備に至るまでの検討経緯や施設の概要、施設規模や導入機能、木質チップボイラーの導入効果、運用に関しての課題、事業手法の検討、指定管理者の経営状況等貴重なお話をお聞きしてまいりました。やはり基本計画において慎重に検討する項目といったしております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 冒頭の教育長の答弁にもございましたけれども、町民の皆様がいつでも気軽にスポーツを楽しめる、そういった町民プールとしていただけますように要望いたしまして、2項目の質問については終わらせていただきます。

それでは、3項目め、未来創造会議での町政反映について伺います。

去る1月19日、未来創造会議が開かれました。町内の中学校、高校、合わせて17名の生徒の皆様が、若者が住みたくなる未来のまちづくりに向けた施策提案をしてくださいました。それぞれに町の未来を考え、馬頭高校の皆さんは、SNS、インスタグラムを使った町のPR、それから水耕栽培と水産養殖を合わせたアクアポニックスの提案をされておりました。馬頭中学校の皆さんは、南町商店街の食べ歩き企画、小川中学校の皆さんは町の自然を活用した体験型観光ツアーを提案されていらっしゃいました。どの企画も町の現状をしっかりと捉え、この町に足りないもの、その課題にしっかりと向き合われた姿勢がひしひしと伝わってきた発表でした。私たち大人の前例主義や固定観念に捉われない柔軟な発想には大変驚かされました。

そこで、細目3点について伺います。

細目1点目、中高生が提案した施策を今後どのような形で町政に反映していくのかを伺います。

細目2点目、未来創造会議を継続的に開催していく考えがあるか伺います。

細目3点目、女性版未来創造会議など対象を広げて実施する考えがあるか伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 未来創造会議の町政への反映についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、町政への反映についてですが、本会議は馬頭高校生及び町内の中学生を対象としまして、自分たちの目線や感性によりこの町の未来像を想像し、自分たちの言葉で意見を出し合いながら、まちづくりに向けた具体的な施策を提案していただくことを目的の一つとしまして開催をいたしました。

ご提案いただいた内容につきましては、具体的な事業はもちろんでありますが、基本的なコンセプトやアイデアといったものも含めまして十分に精査し、可能な限り第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略や町総合振興計画へ反映していきたいと考えております。

次に、2点目、未来創造会議の継続的な開催についてですが、今回、第2次総合戦略策定に向けて、若い世代から意見をいただく場としてワークショップを実施しましたが、来年度以降につきましては学官連携事業の中で、帝京大学や宇都宮大学等と一緒に取り組むなど、内容の見直しを検討しますとともに、関係者の皆様と調整を図りながら、継続的な開催を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、未来創造会議の対象拡大についてでございますが、様々な世代、立場の方からまちづくりへの提案をしていただくことは、今後協働のまちづくりを進める上で非常に重要なことであると考えております。特に、女性の目線からの知識や経験を通したご意見につきましては、大変参考になるものであります。

今後は、対象者の拡大をはじめ、目的、実施方法等も含めまして、内容の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 再質問に入らせていただきます。

細目1点目の再質問ですけれども、各校それぞれ5回にわたってワークショップが行われたということを伺っております。それぞれのグループで町の課題をまとめておられましたけれども、各グループに共通している課題はどのようなものだと捉えているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 各グループの共通課題ということでございますけれども、各グループからの共通した課題としましては、町の認知度の低さへの対応、積極的なPR、情報発信力の強化、観光資源の活用というものが共通した課題であるということをしていただいております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 様々な課題を取り上げていただいて、提案をしていただきましたけれども、生徒たちの提案について、町としては十分な精査がなされているのかとは思いますが、その検討の結果などは、発表した各学校、それから生徒たちに直接フィードバックされているのかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） フィードバックということでございますけれども、今回発表していただきました内容につきましては、課内で分析の上、今後の対応方針について検討するなどしまして、実施報告書という形で作成いたしまして、今後の方向性と併せまして各学校へ報告してございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 各学校に報告書という形で報告をされたということですが、今後、検討結果を直接伝える機会を改めて、会議という場ではなくても、直接生徒さんの顔を見ながら、皆さんの提案のこういったところが反映できましたといったフィードバックの仕方、実際に対面でフィードバックを行う、そういったことを今後検討されるかどうかについて伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 対面での報告ということでございますけれども、今後のいろんな状況を想定しまして、できる状況があれば検討させていただきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） やはりこういった、自分たちが提案したものが反映されたということ、を直接対面で報告されるというのは、今後また参加したいなというような意欲にもつながってくると思いますので、ぜひそういったことも検討していただけたらと思います。

この会議の子供たちから提案いただいたこの内容を、実際に第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略、あるいは町の総合振興計画にどのような形で反映されたのか、実現可能な項目で反映されたものはあるかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 反映されたものということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回多くのグループから情報発信力の弱さを指摘され、ツイッターやインスタグラム等のSNSを活用した町のプロモーション事業の強化が提案されております。第2次総合戦略につきまして、提案されたSNSの活用も含めまして、プロモーション事業に係る施策について検討しております。

実現可能な具体的な例といたしましては、今回提案いただきましたSNSの活用について、今月末にパソコンやスマートフォンの初心者を対象といたしまして、インターネット活用教室の講座を開催予定としております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひSNSの、そういったところでの発信力強化ということで、できるものにはスピーディーに対応していただきたいと思います。

それでは、細目2点目についての再質問をいたします。

継続的な開催ということで、やはり回を重ねるごとに会議の在り方も課題が見えてくると思います。改めて継続的な開催をお願いするところでございますけれども、今回、主に町の職員の皆様を中心となって、この会議に取り組まれていたのかなと思いますけれども、先ほどの答弁の中で、学官連携の中で今まで関わってくださっている宇都宮大学ですとか帝京大学の先生に今後、学官連携ということでお世話になればといったような答弁だったかなと思うんですけれども、やはり会議の中心となってコーディネーターやファシリテーターという役割をそういった先生に担っていただきまして、子供たちはじめ町民の皆様の柔軟な発想をどのような形で政策に結びつけられるか、まちづくりに参画して具現化できるように一緒に考えられるような体制が取ればと思いますけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一緒にできる体制をとということでございますが、今回は町職員が中心となりまして取組を始めたところでございます。今回、よりよい提案をまとめるためには、専門的なスキルが必要であると考えております。今後の取組を検討する中で、どのような方にファシリテーターをお願いするのがよいか、今後内容を検討する中で、併せて検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、学官連携ということで、そういったところを継続していただければと思います。

細目3点目についての再質問に入ります。

今回の会議において、全てのグループの皆さんが問題視していたのは、情報発信の弱さだということです。こういったことにやはりたけていらっしゃるの、若い女性、子供を持つお母さんたちではないでしょうか。実際に福島県の桑折町ではインスタグラムですとかフェイスブック、ユーチューブ、こういったものをうまく活用して、桑折町に行ってみたいというようなコメントがつけられているというお話を伺っております。

情報発信力の強化というと少々固い印象ですけれども、こういった身近なSNSを利用した魅力の発信など、身近に感じることでできるテーマを設けて会議を開催していただき、ここから女性のまちづくりへの参画を促してもよいのではないのでしょうか。

ある程度テーマを絞った形での開催の仕方では会議に参加しやすいような環境をつくることに対して、町はどのように考えるかを伺います。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） テーマを絞った開催と女性の参画ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、町の課題において、ある程度テーマを絞ったほうが有効であると考えているところであります。今後のまちづくりのワークショップの開催に当たりましては、繰り返しになりますが、どのような方を対象にするかも含めまして、内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 絞られたテーマから始まった会議でも、話し合う中でたくさんの課題が見えてきたり、アイデアが出てくることもあるかと思います。会議に参加して、まちづくりに実際に参画して、それが具現化できる喜び、達成感から町に対して愛着も湧いてくるのかなと思います。ぜひ今後も幅広い世代の皆様を対象に未来創造会議が開催され、多くの皆様がまちづくりに参画され、政策に反映されることをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分